

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年3月24日 04時30分ごろ
発生場所	兵庫県赤穂市赤穂港南方沖 赤穂御埼灯台から真方位193° 1.9海里付近 (概位 北緯34° 41.9′ 東経134° 24.0′)
事故の概要	漁船金神丸は、北進中、また、ヨット雲竜は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年3月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 金神丸、4.9トン HG3-43081（漁船登録番号）、個人所有 B ヨット 雲竜、5トン未満（長さ9.48m） 260-29160長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に亀裂及び擦過傷 B 船首バウスプリットに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、漁獲物を水揚げする目的で赤穂港に向けて自動操舵で北進していた。 A 船は、船長Aが、操舵室で見張りを行い、レーダー及び目視により周囲に他船が存在していないことを確認したのち、前部甲板の左舷側に移動し、右舷方を向いてしゃがんだ姿勢で漁獲物の選別を行っていたところ、B船と衝突した。 船長Aは、漁獲物の選別を行っている際、時折、立って周囲を見ていたが、B船に気付かなかった。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、九州に向け、機走によって西進していた。 船長Bは、左舷正横やや船尾方にA船の灯火を認めたものの、B船を右舷側に見るA船がB船を避けるものと思い、主に右舷方を注意して航行した。 B 船は、船長Bが、他船の機関音が聞こえるので、左舷方を見たところ、A船が左舷船首至近に迫っており、どうすることもできず、A船と衝突した。

<p>分析</p>	<p>A船は、赤穂港南方沖を北進中、船長Aが前部甲板の左舷側で漁獲物の選別を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、赤穂港南方沖を西進中、船長Bが、A船を視認した際、B船を右舷側に見るA船がB船を避けると思い、右舷方に注意を向けて航行し、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から衝突のおそれのある状態で接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、赤穂港南方沖において、A船が北進中、B船が西進中、船長A及び船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、作業等を行わず、また、注意を特定の方向に限定させることなく、常時適切な見張りを行うこと。